

市町村立学校教職員の懲戒処分

- 1 被処分者 A（男）
- 2 年 齢 40歳代
- 3 所 属 福岡教育事務所管内の中学校
- 4 職 名 講師
- 5 処分時期 令和6年2月9日
- 6 処分の程度 戒告

7 処分の理由

被処分者は、令和5年12月5日（火）午前11時36分頃、自習監督のために第1学年の教室に入室した際、男子生徒1名（以下「B」という。）を含む一部の生徒が自分の指示に従わないことに腹を立て、「黙るか殴られるかどっちかにしろ。」と発言した。

さらに、この発言に抗議したBに対し、怒りの感情を抑えることができず、座っているBの胸ぐらを左手でつかみ、立ち上がったBの左頬を、胸ぐらをつかんだまま自身の右拳で3回殴打した。

同日、被処分者は、暴行罪の容疑で警察から任意の事情聴取を受け、令和6年1月10日（水）に書類送検、同31日（水）に略式起訴された。

このことは、教育公務員として誠に遺憾な行為であり、地方公務員法第29条第1項に規定する懲戒事由に該当するものである。